

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	議員の解職請求代表者の証明書の交付		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 110 条		
所 管 部 課 名	選挙管理委員会事務局		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 1 項</li> <li>・ 地方自治法施行令第 91 条～第 98 条の 3</li> </ul>	
	基 準	地方自治法施行令第 91 条～第 98 条の 3、第 110 条に定めるところによる。	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関                    日 (機関名                    ) 協議機関                    日 (機関名                    ) 処分機関                    3 日	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
備 考			